

令和7年度 町長施政方針・予算・主要事業

3月11日(火)に開会された第1回町議会定例会で、町長が新年度にあたっての町政運営に対する基本的な考え方や主要な施策などについて述べた施政方針の要旨及び令和7年度当初予算、主要事業をお知らせします。

施政方針要旨

令和6年度を振り返りますと、物価高騰等が続き、町民の生活に暗い影を落とした一方、12月9日には「長瀬」が国の名勝及び天然記念物に指定されてから100周年という大きな節目を迎えるなど、明るい話題もあった一年でした。

令和7年度につきましては、税収が定額減税の影響の低下や入湯税の開始等により前年度を上回り、費用負担は令和6年人事院勧告に基づく職員給与等の引き上げや社会保障制度に要する費用などの義務的経費が増加する見込みです。さらに、人口減少や少子化対策、激甚化する災害への備えや生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など、取り組むべき課題は山積しています。

厳しい財政状況の中、こうした施策に取り組んでいくことは困難を極めることから、引き続き、限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを徹底的に進めるとともに、町税収納率の向上などさらなる財源確保を進める必要があります。

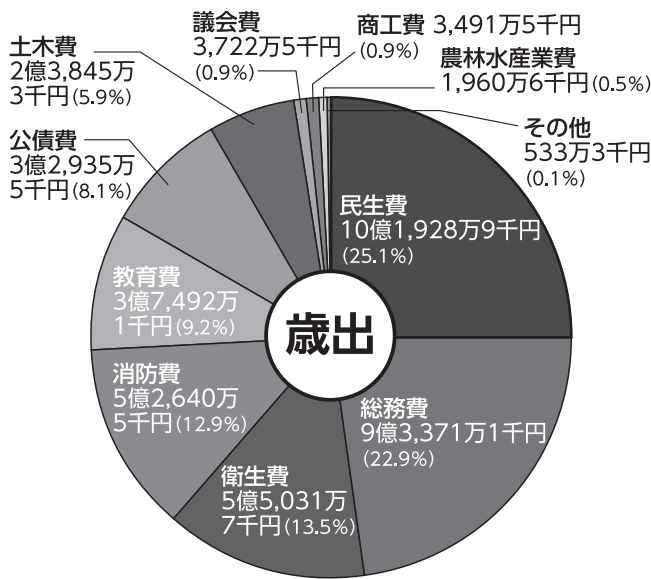
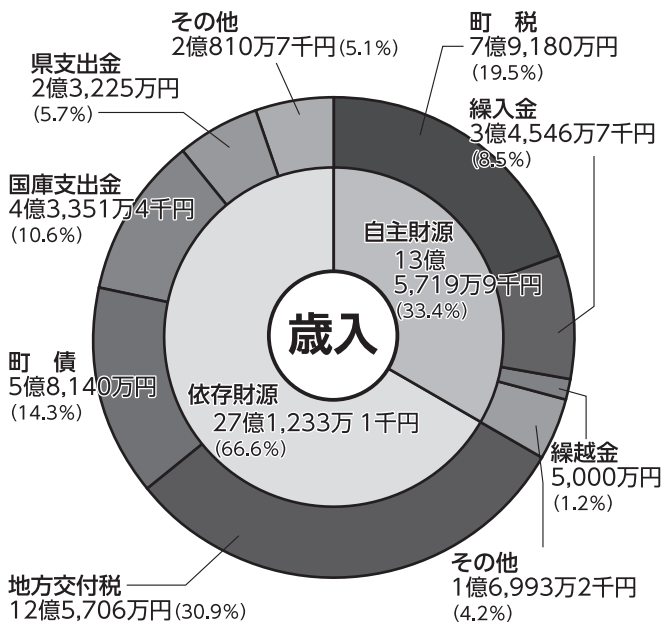
このような状況において、令和7年度当初予算は、「はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画」基本構想に掲げられた3つのまちづくりの基本理念及び「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた4つの基本方針に基づき、「はつらつ長瀬」の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に財源を集中させ、編成を行いました。その中でも「子どもたちの希望をつなぐ」、「安心・安全をつなぐ」、「町の礎をつなぐ」をキーワードに、重点施策を実施していきます。

一般会計につきましては、前年度と比較し、7億5,926万5千円の増額となりましたが、新規の町債発行額は過疎対策事業債を除き、公債費の元金償還額を下回らせ、厳しい財政状況の中であっても、安易な町債発行に依存することなく、一定の財政規律を確保した予算編成を行いました。事業の実施にあたりましては、更に精査・検討を重ね、適正かつ効果的な予算執行に努め、住民福祉の向上を図ります。

町民の皆様におかれましては、なお一層の御理解、御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

令和7年度当初予算の概要

町民とともに進めるまちづくり



町税	皆さんに納めていただく税金で、町民税、固定資産税、軽自動車税など
緑入金	町の貯金にあたる財政調整基金などから繰り入れるもの
緑越金	前年度からの緑越金
地方交付税	町税で賄いきれない財源を補うために国から交付されるもの
国庫支出金	特定の事務事業に対し、国から交付されるもの
県支出金	特定の事務事業に対し、県から交付されるもの
町債	建設事業などの財源に充てるため借り入れるもの

民生費	社会福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉のために使われる経費
総務費	人件費、庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収、選挙などに使われる経費
衛生費	保健事業、環境衛生のために使われる経費
公債費	道路や学校などの整備のために借り入れたお金を償還するための経費
教育費	学校教育、社会教育、社会体育のために使われる経費
消防費	消防活動、防災対策のために使われる経費
土木費	町道の新設、改良、補修や町営住宅の維持管理のために使われる経費
商工費	商工業の振興、観光事業のために使われる経費
議会費	議会の運営のために使われる経費
農林水産業費	農林業の振興のために使われる経費